

証券コード 4387
2022年6月10日

株主各位

東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
株式会社ZUU
代表取締役 富田和成

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面又は電磁的方法(インターネット)により議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。

書面又は電磁的方法(インターネット)による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の「議決権行使についてのご案内」及び「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年6月24日(金曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月26日(日曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂2-6-17
渋谷シネタワー 11階
AP渋谷道玄坂I+Jルーム
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- ◎当日の株主総会をインターネットで中継する予定です。詳細につきましては3頁をご覧ください。
- ◎取締役及び監査役の全員がインターネットを通じた出席となる予定です。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご来場いただきました株主の皆様へ、お土産をご用意しておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://zuu.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部です。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://zuu.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防対応に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染が広がっております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会ライブ配信のご案内

本株主総会当日に会場へご出席いただけない株主様のために、インターネット上にてライブ配信を行う予定です。

【開催方法】

Zoomを利用したオンライン開催

（ご参加をご希望の方は事前にオンライン会議システムZoom (<https://zoom.us/>) アカウントのご登録が必要です。（無料）

【参加方法】

事前に下記お申し込みフォームより参加登録をいただいた方に、当日のオンライン開催URLをメールにてご案内させていただきます。

お申し込みフォーム：

<https://m.zuu.co.jp/l/547912/2022-05-16/3tp425n>



受付締切日：2022年6月24日(金) 午後6時

当日のご参加が難しい場合、後日当社ホームページにて動画を公開予定ですので、そちらよりご確認いただけます。

【ご注意事項】

- ◎ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ◎ 本ウェブサイトをご視聴いただくための通信料につきましては、各個人のご負担となります。
- ◎ 快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。

万一何らかの事情により開催方法に変更がある場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://zuu.co.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

お問い合わせ先

ZUU IRチーム ir@zuumonline.com

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

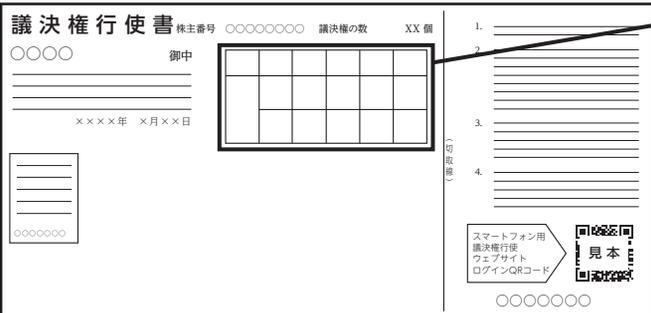


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月26日（日曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月24日（金曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月24日（金曜日） 午後6時入力完了分まで</p>
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第2、3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第1、4、5号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及や緊急事態宣言の解除等により、景気に持ち直しの動きが見られましたが、新たな変異株による感染が拡大されるにつれて、先行きの不透明感も再び高まってきております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、株式会社電通発表の『2021年 日本の広告費』（2022年2月24日発表）によると、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したことで、広告市場は大きく回復し、日本の総広告費は前年比110.4%像の6.8兆円となりました。インターネット広告費は、継続的に高い成長率を維持しており、マスコミ四媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）広告費を上回る2.7兆円を超える市場規模となっております。

このような環境の中で、当社グループはお客様や従業員の健康・安全を確保するため、全社でのリモートワーク実施、商談のオンラインへの切り替え、社内イベントのオンライン化等の施策を講じるとともに、「世界に、熱を。人に、可能性を。」というミッションの下、「ZUU online」等の自社メディアのユーザー層の拡大、及び他有力メディアとの連携も強力に推進いたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は3,376,755千円（前連結会計年度比21.0%増）、営業損失は244,936千円（前連結会計年度は営業利益14,390千円）、経常損失は242,701千円（前連結会計年度は経常利益8,151千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は230,723千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失300,087千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(フィンテック・プラットフォーム事業)

7月に実装された検索エンジンのアルゴリズム変更の影響により、一時的な落ち込みはありましたが、自社メディアの認知度向上や訪問ユーザー数は順調に推移していることから、送客事業は引き続き堅調に推移いたしました。またMP-Cloud(注1)を中心とするメディアシステム提供・運用支援についても引き続き堅調に推移いたしました。一方でPDCA関連サービス(注2)のタクシーCM等を中心に広告宣伝費等の投資を実施いたしました。その結果、当連結会計年度は、売上高3,313,889千円(前連結会計年度比23.4%増)、営業損失は48,515千円(前連結会計年度は営業利益246,642千円)となりました。

(クラウド・ファンディング事業)

前連結会計年度より、今後の金融サービス直接運営に向けて体制構築を進めております。当連結会計年度は、成立案件数が伸び悩んだことから引き続きコストが先行する状況となり、売上高は77,898千円(前連結会計年度比31.5%減)、営業損失は196,421千円(前連結会計年度は営業損失232,251千円)となりました。

(注1)：MP-Cloudは、当社のコンテンツマネジメントシステム(CMS)をクラウド化して顧客向けに提供する商品を意味します。

(注2)：当社のPDCAノウハウを活用した組織マネジメントSaaSサービス「PDCA Cloud」およびPDCAノウハウによるコンサルティングサービス「PDCA Engineering」等をSMB中心に提供しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は7,844千円であります。

その主なものは、日常業務用コンピュータの購入等7,844千円であります。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、効率的で安定した資金調達を行うため、主要取引金融機関と総額900,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2019年3月期)	第7期 (2020年3月期)	第8期 (2021年3月期)	第9期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,317,818	1,847,178	2,789,774	3,376,755
経常利益又は経常損失(△) (千円)	167,689	△125,264	8,151	△242,701
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当 期純損失(△) (千円)	107,207	△92,789	△300,087	△230,723
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	26.31	△22.12	△67.91	△48.71
総 資 産(千円)	1,238,117	1,354,369	2,054,601	2,006,592
純 資 産(千円)	990,190	893,082	1,397,584	1,195,546
1株当たり純資産 (円)	235.87	201.44	278.72	232.17

- (注) 1. 当社は、2018年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2019年3月期)	第 7 期 (2020年3月期)	第 8 期 (2021年3月期)	第 9 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,308,183	1,841,939	2,680,468	3,310,683
経常利益又は経常損 失(△)(千円)	177,246	△47,161	178,040	△128,686
当期純利益又は当期 純損失(△)(千円)	107,436	△50,474	△357,180	△233,210
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	26.36	△12.03	△80.83	△49.24
総 資 産(千円)	1,248,778	1,378,903	1,963,656	1,725,967
純 資 産(千円)	989,532	933,895	1,397,373	1,220,012
1株当たり純資産(円)	235.71	212.78	280.09	238.33

- (注) 1. 当社は、2018年4月29日付で普通株式1株につき10株の株式分割、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 COOL SERVICES	107,575千円	80.0%	貸金業・投資業
株式会社COOL	87,500千円	80.0% (80.0%)	融資型クラウドファンディングの運営・ 投資助言・代理業
株式会社 ユニコーン	229,510千円	66.2%	株式投資型クラウドファンディングの運 営・投資及びアドバイザー事業
ZUU SINGAPORE PTE. LTD.	900千シンガポールドル	100.0%	フィンテック・プラットフォーム事業

(注) 議決権比率の（）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(4) 対処すべき課題

① 事業基盤であるフィンテック・プラットフォームの更なる地位確立と強化

当社グループは、金融系メディアを事業基盤としており、今後の更なる事業成長のためには、当該メディアの規模及び提供するコンテンツの拡充、システム開発力の向上、ブランド力の強化が不可欠であります。そのために、当社のメディアを活用するユーザーへのサービス・ラインナップを順次拡充、UI/UX^(注)の向上に伴うサイト基盤の強化、スマートフォン・アプリの継続的な改良と機能追加、外部企業とのコンテンツでの連携強化、コンテンツの効率的な制作体制の構築とそれに伴うコンテンツ量の増大、費用対効果を伴った広告宣伝施策による会員を中心とするユーザー層の拡大等を積極的に推進して参ります。

(注) : UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略で、UIはユーザーが操作する時の画面表示や言葉等の表現や操作感を、UXはユーザーがサービスを通じて得られる体験・感じたことを、それぞれ意味します。

② 新規事業・サービスへの積極的な取り組み

当社グループが企業価値を向上させ、高い成長を継続させていくためには、事業規模の拡大とマネタイズの多様化を図っていくことが必要と認識しております。そのためには、積極的に新規事業・サービスを立ち上げていくことが課題と認識しております。このような環境下において、当社グループはユーザーの属性や行動履歴データの蓄積に伴うユーザーの会員化、金融免許が必要となるクラウド・ファンディングの領域等の新たなサービス展開を随時開始しており、今後も次の柱となる事業の創出に向けて取り組んで参ります。

③ アライアンスの強化による事業の拡大

当社グループでは、全国の金融事業者及び金融事業に参入を目指す非金融事業者を事業パートナーと位置付けております。今後も、既存の事業パートナーとのアライアンスの強化、新たな事業パートナーの拡大によって、双方にメリットのある取り組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指して参ります。

④ システムの安定性確保

当社のサービスはインターネットを通じて提供されており、システムの安定的な稼働及び何らかの問題が発生した際の適切な対応が重要であると考えております。今後も事業規模の拡大に応じた適切な設備投資を行い、システムを整備・強化し、システムの安定性確保に努めて参ります。

⑤ 優秀な人材の確保・育成

当社グループは、今後の事業拡大や継続的な成長を目指す上で、社内外の優秀な人材の採用と育成が極めて重要な課題であると認識しております。そのため、能力のみならず、当社の経営理念と企業文化を共有できる人材の採用強化を心掛け、また、社外の優秀な専門家との良好な人的ネットワークの構築・維持も図って参ります。加えて、既存社員の能力及びスキルの向上のため、各種研修等の人材育成制度を充実させることによって、企業と人材が共に成長することのできる体制の整備・維持・改善を積極的に推進して参ります。

⑥ 組織体制の整備・拡充

当社グループが今後更なる業容の拡大を実現するためには、業務効率化の徹底と合わせて、支障なく経営管理業務を遂行できるように社内体制や人員の強化を図り、企業としての基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため、内部統制を有効に整備し、運用を推進することで、内部管理体制を強化して参ります。更に、事業の透明性を高めることは、ユーザー、顧客企業、株式市場等の皆様からの信頼を得るためには極めて重要なことであり、引き続き、財務報告等の開示体制の強化に努めて参ります。

⑦ コンプライアンス体制及び情報管理体制の強化

当社グループの主要な顧客が属する金融業界においては、金融取引だけでなくその広告に関しても、法令、業界団体の自主規制等があります。また、顧客企業の多くが株式公開企業であることもあり、当社グループとの取引において顧客企業のインサイダー情報を取り扱う場合があります。当社グループが適正な事業活動を行うためにも、コンプライアンス及び情報管理を徹底していくよう努めて参ります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
フィンテック・プラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none">・ユーザーへの金融コンテンツ提供・デジタル店舗の掲載・金融機関等への送客事業・広告掲載・アドバイザーマッチング・スモールM&A仲介・メディア・プラットフォームの構築と運営・デジタル・マーケティング領域におけるコンサルティング・当社のコアバリューである鬼速PDCAをベースとした業務効率化・生産性向上のためのPDCAシステム及び付帯する組織コンサルティング
クラウド・ファンディング事業	<ul style="list-style-type: none">・株式型クラウド・ファンディング・融資型クラウド・ファンディング

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都目黒区

② 子会社

株式会社COOL SERVICES：東京都世田谷区

株式会社COOL：東京都世田谷区

株式会社ユニコーン：東京都新宿区

ZUU SINGAPORE PTE. LTD.：シンガポール シンガポール市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フィンテック・プラットフォーム事業	114 (56) 名	15名増 (26名増)
クラウド・ファンディング事業	12 (-) 名	1名増 (-)

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員数を（）内に外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114 (56) 名	16名増 (26名増)	33.7歳	1.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員数を（）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,749,860株
- ③ 株主数 1,454名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
富田 和成	2,660,200株	56.00%
吉岡 裕之	350,000株	7.36%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	199,600株	4.20%
赤羽 雄二	157,780株	3.32%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	110,200株	2.32%
株式会社SBI証券	95,300株	2.00%
深田 啓介	73,400株	1.54%
西村 裕二	64,700株	1.36%
高山 照夫	53,000株	1.11%
楽天証券株式会社	32,300株	0.68%

(注) 持株比率は自己株式(150株)を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	富田和成	ZUU SINGAPORE PTE. LTD.取締役
取締役	原田佑介	－
取締役	樋口拓郎	－
取締役	五味廣文	株式会社ミロク情報サービス社外取締役 アイダエンジニアリング株式会社社外取締役 アステリア株式会社社外取締役 株式会社新生銀行取締役会長
取締役	松尾泰一	イーバンク株式会社代表取締役社長
取締役	藤田勉	シティグループ証券株式会社顧問 RIZAPグループ株式会社社外取締役 株式会社ドリームインキュベータ社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科客員教授
常勤監査役	永井健藏	－
監査役	佐野哲哉	グローウィン・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社ブレインパッド社外取締役
監査役	高見由香里	株式会社ウィルウィル代表取締役

- (注) 1. 取締役五味廣文氏、松尾泰一氏及び藤田勉氏の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役永井健藏氏、佐野哲哉氏及び高見由香里氏の各氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役五味廣文氏、松尾泰一氏、藤田勉氏、監査役永井健藏氏、佐野哲哉氏及び高見由香里氏の各氏につきましては東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役佐野哲哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められているのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役会の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について次のとおり定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針に沿うものであることを確認しております。なお、過去にストック・オプションを発行しておりますが、現在は以下のとおり報酬等は原則として金銭による固定報酬のみとする方針であります。

a. 報酬等の額又はその算定方法に関する方針

原則として金銭による固定報酬のみとし、株主総会において決議された限度額の範囲内で、役割、役位に応じた各人別の金額を取締役会にて協議・決議する。

b. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

月額報酬として毎月の支給とする。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

委任は行わず、取締役会において協議・決定する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (4)	46,845千円 (9,300)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (4)	16,875 (16,875)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	11 (8)	63,720 (26,175)

- (注) 1. 上表には、2021年6月27日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第3回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第3回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は4,000千円であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役五味廣文氏は、株式会社ミログ情報サービス社外取締役、アイダエンジニアリング株式会社社外取締役、アステリア株式会社社外取締役及び株式会社新生銀行取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役松尾泰一氏は、イーバンク株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役藤田勉氏は、シティグループ証券株式会社顧問、RIZAPグループ株式会社社外取締役、株式会社ドリームインキュベータ社外取締役及び一橋大学大学院経営管理研究科客員教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐野哲哉氏は、グローウィン・パートナーズ株式会社代表取締役及び株式会社ブレインパッド社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高見由香里氏は、株式会社ウィルウィル代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 五味 廣 文	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。元金融庁長官として豊富な経験と実績、上場企業のガバナンスや経営に豊富な知見と幅広い見識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 松 尾 泰 一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 藤 田 勉	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 永 井 健 藏	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席し、証券会社における監査部門の知識・経験を活かし、客観性及び中立性を有した監査を行っております。
監査役 佐 野 哲 哉	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 高 見 由 香 里	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、監査役会10回のうち10回に出席し、主に経営者としての知識・経験を活かし、社外者による公正、客観的な立場から取締役の業務執行を監査しております。

(注) 社外取締役松尾泰一氏、藤田勉氏及び社外監査役高見由香里氏については2021年6月27日取締役・監査役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しています。

招集ご通知
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告
株主総会参考書類

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,785,868	流 動 負 債	795,844
現金及び預金	1,035,443	買掛金	98,836
売掛金	501,092	短期借入金	19,170
仕掛品	5,827	未払金	262,980
営業貸付金	165,000	未払法人税等	2,672
その他	83,578	匿名組合出資預り金	165,000
貸倒引当金	△5,072	その他	247,183
固 定 資 産	220,723	固 定 負 債	15,201
有 形 固 定 資 産	26,876	資産除去債務	15,201
建物（純額）	15,632	負 債 合 計	811,046
その他（純額）	11,243	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	83	株 主 資 本	1,104,591
その他	83	資本金	879,556
投 資 そ の 他 の 資 産	193,763	資本剰余金	819,625
投資有価証券	85,600	利益剰余金	△594,252
敷金及び保証金	91,479	自己株式	△337
繰延税金資産	15,133	その他の包括利益累計額	△1,858
その他	1,549	為替換算調整勘定	△1,858
資 産 合 計	2,006,592	新 株 予 約 権	88,026
		非支配株主持分	4,786
		純 資 産 合 計	1,195,546
		負 債 純 資 産 合 計	2,006,592

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,376,755
売上原価		950,604
売上総利益		2,426,150
販売費及び一般管理費		2,671,087
営業損失		244,936
営業外収益		
受取利息	14	
為替差益	1,101	
助成金収入	1,479	
その他	976	3,572
営業外費用		
支払利息	156	
支払手数料	790	
その他	389	1,336
経常損失		242,701
特別利益		
新株予約権戻入益	14,041	14,041
特別損失		
投資有価証券評価損	29,999	29,999
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失		258,660
匿名組合損益分配額		6,162
税金等調整前当期純損失		264,822
法人税、住民税及び事業税	3,772	
法人税等調整額	△886	2,886
当期純損失		267,709
非支配株主に帰属する当期純損失		36,986
親会社株主に帰属する当期純損失		230,723

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,487,683	流動負債	490,752
現金及び預金	906,405	買掛金	104,996
売掛金	499,946	未払金	238,039
仕掛品	5,827	未払費用	71,937
前払費用	32,177	契約負債	53,515
その他	211,421	預り金	10,181
貸倒引当金	△168,094	その他	12,081
固定資産	268,283	固定負債	15,201
有形固定資産	26,876	資産除去債務	15,201
建物(純額)	15,632	負債合計	505,954
工具器具備品(純額)	11,243	(純資産の部)	
無形固定資産	83	株主資本	1,131,986
その他	83	資本金	879,556
投資その他の資産	211,323	資本剰余金	864,556
関係会社株式	25,000	資本準備金	864,556
投資有価証券	80,600	利益剰余金	△611,788
敷金及び保証金	90,589	その他利益剰余金	△611,788
繰延税金資産	15,133	繰越利益剰余金	△611,788
資産合計	1,725,967	自己株式	△337
		新株予約権	88,026
		純資産合計	1,220,012
		負債純資産合計	1,725,967

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,310,683
売上原価		949,366
売上総利益		2,361,317
販売費及び一般管理費		2,414,749
営業損失		53,432
営業外収益		
受取利息	14	
その他の	623	637
営業外費用		
支払利息	156	
貸倒引当金繰入額	74,900	
支払手数料	790	
為替差損	45	75,891
経常損失		128,686
特別利益		
新株予約権戻入益	14,041	14,041
特別損失		
関係会社株式評価損	86,870	
投資有価証券評価損	29,999	116,869
税引前当期純損失		231,515
法人税、住民税及び事業税	2,581	
法人税等調整額	△886	1,695
当期純損失		233,210

連結計算書類に係る会計監査報告

<u>独立監査人の監査報告書</u>		2022年5月26日
株式会社ZUU 取締役会 御中	有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
	指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 瀬戸 卓
	指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊池 寛康
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ZUUの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZUU及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

<u>独立監査人の監査報告書</u>	
2022年5月26日	
株式会社ZUU 取締役会 御中	
有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 瀬戸 卓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊池 寛康
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ZUUの2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。	

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、内部監査担当者による監査活動を監査し、社内において担当者と意思疎通及び情報の交換を図りました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、有限責任監査法人トーマツ担当者からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社 Z U U 監査役会

常勤社外監査役 永井健藏 ㊟

社外監査役 佐野哲哉 ㊟

社外監査役 高見由香里 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。
 なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。
 (下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
【機関】 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	【機関】 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>【決議の方法】</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>【決議の方法】</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>【電子提供措置等】 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>【員数】 第19条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【選任方法】 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>【員数】 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>12</u>名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>【選任方法】 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>【任期】 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>【任期】 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>【代表取締役及び役付取締役】 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役社長を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会の招集権者及び議長】 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>に欠員又は事故があるときは、<u>取締役社長</u>が、<u>取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>【取締役会の招集通知】 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>【代表取締役及び役付取締役】 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役社長を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会の招集権者及び議長】 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>【取締役会の招集通知】 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>【重要な業務執行の決定の委任】 <u>第25条</u> 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>【取締役会の議事録】 <u>第26条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>【報酬等】 <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>【取締役会の議事録】 <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>【報酬等】 <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>【員数】 <u>第30条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>【選任方法】 第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>【任期】 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>【補欠監査役の選任に係る決議の効力】 第33条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削 除)
<p>【常勤の監査役】 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>【監査役会の招集通知】 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>【監査役会の決議方法】 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>【監査役会の議事録】 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>【監査役の実任免除】 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において、免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>【監査役会規程】 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>【報酬等】 第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>【常勤の監査等委員】 第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>【監査等委員会の招集通知】 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>【監査等委員会の決議方法】 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>【監査等委員会の議事録】</u> 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>【監査等委員会規程】</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>【監査役の責任免除に関する経過措置】</u> 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第9回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において、免除することができる。</p> <p><u>【監査役との責任限定契約に関する経過措置】</u> 第2条 当社は、第9回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。以下同じ。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>【株主総会資料の電子提供に関する経過措置】</p> <p><u>第3条</u> 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集ご通知
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告
株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	とみ だ かず まさ 富 田 和 成 (1982年9月20日)	2006年4月 野村證券株式会社入社 2013年4月 当社設立代表取締役（現任） 2016年4月 ZUU SINGAPORE PTE. LTD.取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ZUU SINGAPORE PTE. LTD.取締役	2,660,200株
	【選任理由】 富田和成氏は、当社創業者として、また設立以来代表取締役として、当社グループの事業に対する深い理解と高い経営能力の下、当社の経営を牽引し、事業の発展に貢献してまいりました。当社が「世界に、熱を。人に可能性を。」というミッションの下、更なる発展を遂げるためには、同氏の高い交渉力及び発信力が必要不可欠であると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。		
2	はら だ ゆう すけ 原 田 佑 介 (1984年10月23日)	2008年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2011年3月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年4月 当社入社 2015年8月 当社取締役 2017年5月 当社執行役員 2019年6月 当社取締役（現任）	27,040株
	【選任理由】 原田佑介氏は、当社の創業期から中核事業の発展を担い続け、戦略立案・遂行の中心となり事業を牽引・推進し続けてまいりました。今までの業務執行で培われた同氏の知見や豊富な経験、高い経営能力は、当社グループの今後の発展のために必要不可欠であると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	樋口 拓郎 (1982年9月5日)	2007年4月 株式会社リクルート入社 2013年12月 株式会社カカクコム入社 2016年2月 当社入社 2017年1月 当社執行役員 2021年6月 当社取締役(現任)	一株
<p>【選任理由】 樋口拓郎氏は、事業開発を推進するとともに執行役員として主に人事・組織開発関連を主幹してまいりました。今までの業務執行で培われた同氏の知見や豊富な経験、高い経営能力は、当社グループの今後の発展のために必要不可欠であると判断し、取締役として再任をお願いするものであります。</p>			
4	※ 藤井 由康 (1971年9月18日)	1994年4月 株式会社丸井 入社 2007年12月 新日本有限責任監査法人 入所 2011年8月 公認会計士登録 2012年9月 株式会社グッドラックコーポレーション 入社 2016年4月 同社管理本部長 2018年3月 夢真ホールディングス(現 夢真ビーネックスホールディングス) 入社 2018年5月 同社執行役員財務経理本部長 2018年12月 同社常務執行役員財務経理本部長 2019年10月 株式会社夢真常務執行役員 2019年12月 夢真ホールディングス(現 夢真ビーネックスホールディングス) 取締役 2021年9月 当社執行役員(現任)	一株
<p>【選任理由】 藤井由康氏は、公認会計士であり、財務・経理・経営管理を中心とした管理系全般の専門性や豊富な経験を有しております。今までの業務執行で培われた同氏の知見や豊富な経験、高い経営能力は、当社グループの今後の発展のために必要不可欠であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	五味廣文 <small>ごみひろふみ</small> (1949年5月13日)	1972年4月 大蔵省(現財務省)入省 1993年7月 同省主計局主計官 1994年7月 同省銀行局特別金融課長 1996年7月 同省銀行局調査課長 1998年6月 金融監督庁(現金融庁)検査部長 2000年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 2001年7月 同庁検査局長 2002年7月 同庁監督局長 2004年7月 金融庁長官 2007年7月 金融庁離職 2007年10月 西村あさひ法律事務所顧問 2014年1月 西村あさひ法律事務所アドバイザー 2015年2月 ボストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー 2015年6月 アイダエンジニアリング株式会社社外取締役(現任) 2016年6月 インフォテリア株式会社(現アステリア)社外取締役(現任) 2016年6月 株式会社ミロク情報サービス社外取締役(現任) 2017年6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 株式会社福島銀行社外取締役 2022年2月 株式会社新生銀行取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) アイダエンジニアリング株式会社社外取締役 アステリア株式会社社外取締役 株式会社ミロク情報サービス社外取締役 株式会社新生銀行取締役会長	-株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 五味廣文氏は、金融庁長官等を歴任され、金融分野全般における豊富な経験を有しております。引き続きその豊富な経験と幅広い見識を活かして特に金融分野での事業展開及びガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待していることから、社外取締役として再任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	ふじ 藤 た 田 つとむ 勉 (1960年3月2日)	1982年4月 山一証券株式会社入社 1997年10月 メリルリンチ投信投資顧問株式会社入社 2000年8月 シティグループ証券株式会社入社 2010年10月 同社取締役副会長 2016年6月 シティグループ証券株式会社顧問 (現任) 2017年4月 一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授 2017年7月 一橋大学大学院フィンテック研究フォー ラム代表 (現任) 2019年9月 株式会社ハウスドゥ社外取締役 2020年6月 RIZAPグループ株式会社 社外取締役 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 2021年6月 株式会社ドリームインキュベータ 社外取締役 (現任) 2022年4月 一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授 (現任) (重要な兼職の状況) シティグループ証券株式会社顧問 RIZAPグループ株式会社社外取締役 株式会社ドリームインキュベータ社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科客員教授	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 藤田勉氏は、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。特に金融機関での豊富な経営経験を活かして当社の今後の事業成長及び株主との対話を始めとするコーポレートガバナンス体制に対して適切な助言、監督をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

招集ご通知
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告
株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	※ なか お りゅう いち ろう 中 尾 隆 一 郎 (1964年5月15日)	1989年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2006年4月 同社事業統括室カンパニー パートナー 2007年4月 株式会社リクルートすまいカンパニー 執行役員 2013年4月 株式会社リクルートテクノロジーズ 代表取締役社長 2016年4月 株式会社リクルートホールディングス リクルートHR研究機構 室長 2017年4月 同社リクルートワークス研究所副所長 2017年6月 株式会社旅工房 社外取締役(現任) 2018年4月 株式会社FIXER 執行役員副社長 2019年1月 株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長(現任) 2019年12月 株式会社LIFULL社外取締役(現任) 2020年7月 LiNKX株式会社 非常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社旅工房社外取締役 株式会社中尾マネジメント研究所代表取締役社長 株式会社LIFULL社外取締役 LiNKX株式会社非常勤監査役	一 株
【選任理由及び期待される役割の概要】 中尾隆一郎氏は、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。特にシステム関連やミドルマネジメント層の組織活性化や人材育成について専門的な知識を活かして当社の今後の事業成長及び株主との対話を始めとするコーポレートガバナンス体制に対して適切な助言、監督をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 五味廣文氏、藤田勉氏及び中尾隆一郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 五味廣文氏及び藤田勉氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって五味廣文氏が3年、藤田勉氏が1年であります。
5. 当社は、五味廣文氏及び藤田勉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、中尾隆一郎氏の選任が承認された場合は、同氏の間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、五味廣文氏及び藤田勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また中尾隆一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 取締役候補者富田和成氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役全員（3名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たか 橋 正 利 (1956年9月10日)	1979年4月 野村證券株式会社入社 2006年4月 野村證券株式会社執行役 2011年4月 野村バブコックアンドブラウン株式会社 取締役社長 2014年4月 株式会社デリス建築研究所顧問 2016年7月 東海東京フィナンシャル・ホールディ ングス株式会社CEO付顧問 2019年6月 株式会社ナンシン取締役 (常勤監査等委員) 2020年8月 同社取締役管理本部長兼経営戦略本部長	一株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>高橋正利氏は、証券会社、事業会社での豊富な経験と幅広い知識を有しており、実践的かつ専門的な視点から当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	佐野哲哉 (1970年1月16日)	1992年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 2000年6月 株式会社フリービット・ドットコム（現フリービット株式会社）入社 2002年7月 同社取締役CFO 2005年8月 グローウィン・パートナーズ株式会社代表取締役（現任） 2014年9月 株式会社ブレインパッド監査役 2015年8月 当社社外監査役（現任） 2017年9月 株式会社ブレインパッド社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) グローウィン・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社ブレインパッド社外取締役	5,180株
【選任理由及び期待される役割の概要】 佐野哲哉氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、公認会計士としての専門的かつ豊富な経験と知識を有しており、実践的かつ専門的な視点から当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

招集ご通知
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告
株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	高見由香里 (1964年6月19日)	1988年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2007年6月 株式会社ウィルウィル代表取締役（現任） 2011年11月 文部科学省 国立政策研究所評議員 2013年3月 文部科学省 中央教育審議会臨時委員 2014年1月 株式会社イトクロ取締役管理本部長 2021年6月 当社社外監査役（現任） 2022年5月 SFPホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） (重要な兼職の状況) 株式会社ウィルウィル代表取締役 SFPホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）	1,000株
【選任理由及び期待される役割の概要】 高見由香里氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、実践的かつ専門的な視点から当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者は新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 佐野哲哉氏及び高見由香里氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって佐野哲哉氏が6年10ヶ月、高見由香里氏が1年となります。
4. 当社は、佐野哲哉氏及び高見由香里氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、高橋正利氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、佐野哲哉氏及び高見由香里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また高橋正利氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。各候補者が選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2016年6月22日開催の第3回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、優秀な人材の確保を推進するため、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200,000千円以内（内、社外取締役分は50,000千円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、株主総会において決議された限度額の範囲内で、役割・役位に応じた各自別の金額を取締役会にて協議・決議することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、経済情勢等諸般の事情、職責、優秀な人材の確保の推進等の目的に照らし、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（内、社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

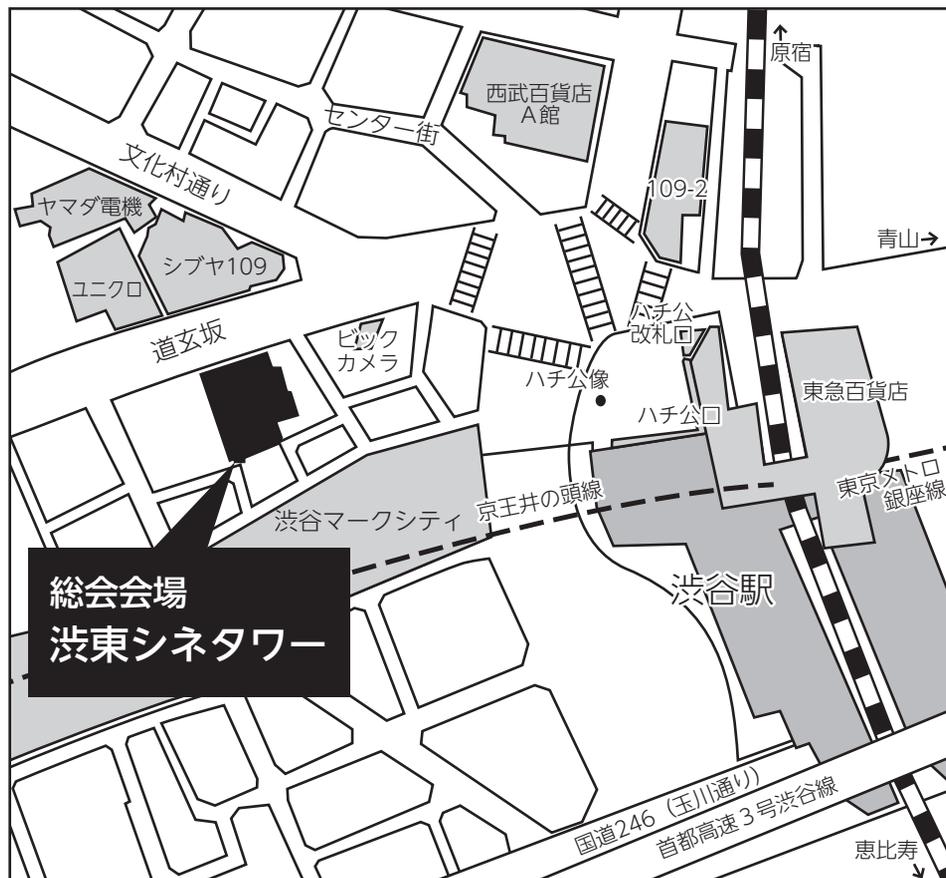
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都渋谷区道玄坂2-6-17
渋谷シネタワー 11階
AP渋谷道玄坂I + Jルーム
TEL：03-5428-6849



交通：東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／東京メトロ副都心線／
東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線／J R 山手線／J R 埼京線
「渋谷駅」より徒歩1分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。